

第七十二号議案

江戸川区立障害者就労支援センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者就労支援センターの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立障害者就労支援センターの指定管理者を次のように指定する。

江戸川区立障害者就労支援センター	名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
	江戸川区小松川一丁目五番 二号 トニワンビル三〇五	特定非営利活動法人自立支援センター むく 理事長 木村 利信	平成二十八年四月一日から平 成三十三年三月三十一日まで

（説明）

平成二十八年四月一日から、新たに江戸川区立障害者就労支援センターの指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。